

〔第2問〕（配点：50）

動物 α は、日本のある地域にのみ生息しているネコ科の動物であるが、警戒心が強く動きが俊敏であるため目撃例が非常に少なく、その生態には不明なところが多い。動物 α の研究者であるXは、いくつかの証拠から動物 α の生息域を絞り込み、その域内で動物 α に認識されずに撮影できるポイントを発見し、そこにカメラ等の機材を設置・固定して、撮影する角度も最適に調整した上で録画を開始し、その場を立ち去って50時間放置した。このようにして撮影された映像（以下、この50時間分の映像を「X映像1」という。）に、動物 α が鮮明に映っていた。Xは、X映像1に断続的に映っている動物 α の部分の合計約3時間分から、各30秒から2分程度の10個のシーンを抽出し、さらに、これらのシーンを時系列と異なる順番に配置して、15分の映像（以下「X映像2」という。）を作成した。

民放のテレビ局であるYは、動物 α についての番組（以下「Y番組1」という。）を作成し、放送した。Y番組1の一部として、Xの許諾を得てX映像2は放送された。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

〔設問1〕

出版社のZは、ネコ科の動物についての図鑑を発行した。この図鑑は2種あり、一つは書籍単独（以下「Z図鑑1」という。）、もう一つはZ図鑑1に各種ネコ科の動物の映像が収録されたDVD（以下「Z・DVD」という。）が付属しているもの（以下「Z図鑑2」という。）である。Z図鑑1は全部で250ページから成り、うち2ページにおいて動物 α の画像5枚（以下「Z画像」という。）が掲載されている。Z・DVDには各15分程度の映像作品が5つ収録されており、そのうちのひとつとして、動物 α の映っている映像（以下「Z映像」という。）がある。Z画像とZ映像は、放送されたY番組1を録画したものから、Z画像についてはX映像2の一部を抜き出して、Z映像についてはX映像2の全部を抜き出して、それぞれ作成されたものである。XはZに対し、訴訟を提起した。

- (1) この訴訟において、Xは、X映像2を自らの著作物として主張している。Xがこのような主張をすることには、X映像1を自らの著作物として主張する場合と比較して、Xにとってどのような利点があるかについて論じなさい。
- (2) XがZに対して、その著作権に基づいてなし得る請求としてどのようなものが考えられるか。(1)の解答を踏まえ、その請求の妥当性についても論じなさい。

〔設問2〕

Yは、Y番組1とは別の番組（以下「Y番組2」という。）において、X映像2を使用することを企画したが、Xの許諾が得られなかったため、将来的に同種の番組を作成する際に使用することも視野に入れて、X映像2と同様の映像を自ら作成することとした。このため、Yのス

スタッフは、X映像1の撮影場所を特定し、その場所にX映像1と同様の範囲が映るようにカメラ等の機材の位置と角度を調整して設置・固定し、50時間放置して撮影を実行した。さらに同スタッフは、撮影された映像の中から、動物αがX映像2で見られたのと似た動きをしている10個のシーンを抽出し、これらをX映像2で見られたのと同じ順番になるように配置した15分の映像（以下「Y映像」という。）を作成した。その後、Y映像はY番組2の一部として放送された。Y番組2の終了間際に出されるテロップには、Xの氏名が「協力者」として表示されていた（この部分以外に、Y番組2においてXの氏名が表示される部分は存在しない）。XはYに対し、訴訟を提起した。

- (1) この訴訟において、Yにより侵害された著作権法上の権利として、どのような権利をXが主張すべきかについて論じなさい。
- (2) (1)で解答した権利に基づいて、XがYに対してなし得る請求としてどのようなものが考えられるか。その請求の妥当性についても論じなさい。

[設問3]

Y番組1の放送後、視聴者から、Y番組1中のX映像2を見た飼い犬が急に激しく吠え立て始め、X映像2を見ている間それがやまなかったという多数の報告がYに寄せられた。X映像2を見た犬の反応の映像が視聴者の笑いを誘うものになるかもしれないと考えたYは、バラエティ番組の企画として、次のような実験（以下「Y実験」という。）を行うこととした。Y実験は、タブレットにX映像2を記録し、そのタブレットを持ったYのスタッフが、街で犬を散歩させている飼い主に声掛けして、承諾を得られた場合、その犬に、タブレットに記録されたX映像2を再生して見せる、というものである。Yは、Y実験が犬に映像を見せるために行うものであることから、Y実験に際してX映像2をタブレットに記録することや、それに記録した映像を再生することが著作権侵害に問われることはないと判断したため、Y実験に関してXに許諾を求めることはしなかった。

YがY実験を実施したところ、承諾を得られた飼い主が20名いたため、20匹の飼い犬にX映像2の全てを見せた。Y実験の完了直後に、実験に用いたタブレットに記録されたX映像2はYにより削除された。Y実験が行われたことを知り、この企画をくだらないものと思い立腹したXは、Yに対し、損害賠償を求める訴訟を提起した。

- (1) Yはどのような根拠に基づいて下線部のような判断をしたと考えられるか。簡潔に答えなさい。
- (2) Y実験においてYのスタッフは、各飼い主に対して事前に実験の趣旨を説明した際、飼い主が映像を見る必要はない旨伝達していたが、珍しい動物αに興味を持った飼い主3名がX映像2の全てを見ていた。この場合に、YがXの著作権を侵害したと言えるか。(1)の解答を踏まえ、論じなさい。

【法務省HPより <https://www.moj.go.jp/content/001400047.pdf>】

1 第1 設問1(1)

2 1 著作権法(以下「法」という。)2条1項1号の「著作物」に該当するためには、作
3 品に作者の何らかの個性が現れている必要がある(「創作」性の要件)。そして、X映像
4 1のように自然界の様子を撮影した映像資料も、著作物として保護されうると考える
5 が、そのためには、単に連続した映像が固定されているというだけでなく、構図、カメ
6 ラアングル、被写体の選定・配置、被写体への作為、映像の加工等の撮影上の創意・工
7 夫が必要である。

8 ところが、X映像1は、カメラ等を設置・固定したままで放置された状態で撮影さ
9 れたものに過ぎず、これではXの個性が現れているとはいえない(街頭の監視カメラ
10 で撮影した映像に著作物性が認められないのと同じであろう。また、撮影する角度を
11 最適に調整したという事情も単に撮影技術的な制約に過ぎないだろう。)。なお、X映
12 像1は、動物 α の生息域を絞り込み、動物 α に認識されずに撮影できるポイントを選
13 定して撮影した点に特徴があるが、これらの事情は、アイデアに過ぎず、撮影方法の
14 創意工夫ではないから、創作性の判断には影響しないと考える。

15 したがって、設問の事情による限り、X映像1は、著作物性が認められない。

16 2 これに対し、X映像2は、X映像1の中から10個のシーンを抽出し、時系列と異
17 なる順番に配置したもので、素材の選択及び配列といった表現形式に創意工夫がある。

18 したがって、X映像2は、編集著作物に該当する(法12条1項)。なお、X映像2
19 は、映画の著作物にも分類されるだろうが、Xが単独で撮影したものであるから、その
20 著作者はXであって、著作権もXに帰属する。

21 3 以上から、訴訟において、X映像2を自らの著作物として主張することには、著作
22 物性の主張・立証がX映像1よりも容易であるというメリットがある。

23 第2 設問1(2)について

全体として、出題趣旨を読み取りづらいが、X映像1及びX映像2の著作物性判断を問うものだろう。

なお、映画の著作物については、中山115頁以下参照。権利の帰属や消尽等を問うものではなく、後の設問で頒布権を指摘する必要がある限りなので、「映画」であることに字数を使う必要はないだろう。

また、類似の過去問は、平成27年第2問。但し、本問と異なり、この問題では、著作物性ありが前提となっていられると思われる。

1 1 Xのなしうる請求

2 Xにおいては、Z図鑑1及びZ・DVDを作成し、Z図鑑1及びZ図鑑2を販売す
 3 るZの行為がX映像2に係る複製権（法21条）及び頒布権（法26条）を侵害する
 4 として、Zに対し、当該行為の差止め、Z図鑑1及びZ図鑑2の廃棄（法112条1
 5 項及び2項）、並びに、損害賠償請求（民法709条）をなしうる。

6 2 妥当性

7 (1) 上記権利の侵害要件となる「複製」（法2条1項15号）に該当するのは、著作物
 8 の一部を有形的に再製する場合も含まれるが、少なくとも著作物中の表現上の本質的
 9 な特徴部分（創作性がある部分）が再製される必要がある。

10 (2) この点、Z・DVDは、X映像2をそのまま抜き出したZ映像を収録しているから、
 11 Z・DVDの作成が複製権を侵害し、Z・DVDを付属したZ図鑑2の販売が頒布権
 12 の侵害となることに問題はないと考える。

13 (3) これに対し、Z図鑑1には、X映像2の一部を抜き出したZ画像が掲載されている
 14 ところ、上記第1のとおり、X映像2に著作物性が認められるのは、その素材の選択
 15 及び配列という点に創作工夫が認められるからであり、素材である画像（X映像1の
 16 一部）に創作性があるからではない。結局、Z画像は、創作性のないX映像1を抜き
 17 出しただけと評価でき、そのため、Z画像を掲載するZ図鑑1の作成は、複製とはい
 18 えない。

19 したがって、Z図鑑1の作成及び販売は、X映像2に係る複製権・頒布権を侵害し
 20 ない。なお、Z図鑑1におけるZ画像の掲載は、250ページ中の2ページに5枚と
 21 いうものであり、当該画像の大きさ、色彩、その他の掲載方式並びに解説等の有無・
 22 文量等によっては、公正な慣行に合致し、目的上正当な範囲内のものであるとして、
 23 「引用」となる余地もあろうし（法32条1項）、差止請求は権利濫用ともなりうる。

問題文で「(1)の解答を踏ま
 え」と明記されていることに
 注意。X映像2の著作物性が
 どのような点にあるかを意
 識するべきだと思われる。

「差止請求と権利濫用」につ
 いては、百選〔6版〕178頁。
 引用については、問題文から
 は具体的なあてはめが困難
 であり、この程度の指摘にと
 どめた。

1 (3) 以上から、Xの請求のうち、Z図鑑1の作成・販売に対するものは妥当でない。こ
2 れに対し、Z・DVDに対するもの（Z・DVDの作成・Z図鑑2の販売の差止め、
3 Z・DVDの廃棄及び損害賠償請求）は妥当である。

4 第3 設問2(1)について

5 Y映像は、X映像2に依拠して撮影されたものであり、且つ、X映像1と同様の場
6 所・方法で撮影された50分間の映像の中から、動物αがX映像2で見られたのと似
7 た動きをしている10個のシーンを抽出し、これらをX映像2で見られたのと同じ順
8 番になるように配置した15分の映像である。そのため、Y映像は、素材の選択と配
9 列といったX映像2の創作性のある部分がそのまま再製されており、その作成は、X
10 映像2に係る複製権侵害（少なくとも翻案権侵害・法27条）となる。

11 また、Y番組2におけるY映像の放送は、公衆送信権（法23条）を侵害する。

12 さらに、Y番組2の終了間際に出されるテロップには、Xの氏名が「協力者」とし
13 て表示されるに留まり、Y映像の著作者名の表示はない。したがって、Y映像の作成
14 及び放送は、Xの氏名表示権（法19条1項）を侵害する。

15 以上から、Xとしては、Yにより侵害された著作権法上の権利として、X映像2に
16 係る複製権（又は翻案権）、公衆送信権及び氏名表示権を主張すべきである。

17 第4 設問2(2)について

18 1 Xのなしうる請求

19 Xは、Yに対し、Y映像の作成と放送の差止め及びY映像を収録した媒体の廃棄、損
20 害賠償請求、並びに、名誉回復措置請求（法115条）をなしうる。

21 2 妥当性

22 Yの行為は、上記第3の各権利の侵害となり、且つ、少なくとも過失は認められる
23 から、Xの請求は、妥当である。

動物αの動きは異なってお
り制御できないので別の著
作物であるとの考えもあり
うるであろう。なお、本問は、
複製でも翻案でも結論に大
きな影響はなく、翻案につい
ては軽く触れる程度で良い
だろう。

1 この点、名誉回復措置の必要性及びその具体的内容が問題となるが、X映像2のデ
2 ッドコピーともいふべきY映像について、あえて「協力者」としてXが著作者ではな
3 いと読み取れる表記をしたという行為態様に加え、Yが放送事業者であることに鑑み
4 れば、Yの放送で訂正広告する程度の措置は必要性があるとして認められるであろう。

5 第4 設問3(1)について

6 タブレットにX映像を記録することは「複製」に該当し、不特定の犬の飼い主等の
7 前で映像を再生することは「公に上映」に該当しうるため、それぞれX映像2に係る
8 複製権及び上映権（法22条の2）を侵害しうるところ、Yの見解の根拠は、設問下
9 線部のような場合は、法30条以下の著作権制限規定のうち、法30条の4により適
10 法となる、という点にあると考えられる。

11 第5 設問3(2)について

12 Y実験は、犬の反応を見る視聴者の反応を調査すべく、人ではなく犬に見せるため
13 にX映像2を複製・上映しており、当該行為は、法30条の4の「著作物に表現され
14 た思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当
15 する。これは、あくまで目的要件であり、偶然に飼い主がX映像2見たとしても、上
16 記要件を充足する。

17 また、実験という名目のもと、多数の飼い主がX映像2を見た場合には「当該著作
18 物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」と
19 して違法となりうるが、本件でX映像2を見たのは3名に留まり、著作権者の利益を
20 不当に害しているとまではいえない。

21 したがって、法30条の4により、YがXの著作権を侵害したとはいえないものと
22 考える。

23 以上

条文さえ見つけられれば、あ
とは、現場思考で十分かと思
われる。

複製権侵害でもないとする
下線部の根拠を簡潔に触れ

るという問いのため、答案例
のようにしたが、犬に見せる

だけなら「公に」（22条の
2）とは言えないので上映権

を侵害しないと言え、この点
に触れてもよい。

なお、パロディ目的（違法
性阻却されない）に触れるこ

とも考えられる。